

トリニダード・トバゴにおける交通違反点数制度の開始

トリニダード・トバゴ政府は、5月27日より、交通違反点数制度を開始すると発表しました。同制度では、違反に応じて点数が加算され、その累計が10点以上の場合には、運転免許証の停止処分等を受けることとなり、長期間(6か月～2年)運転ができなくなります。なお、点数制度の詳細については、運輸省のウェブサイトをご確認ください。

<https://drivingtt.com/demerit-points-system/>

※違反点数の例(反則金も課せられます)

○速度超過(違反速度による): 0～6点

○座席ベルト装着義務違反、チャイルドシート使用義務違反、5歳以下の子の助手席乗車: 4点

○信号無視、交通標識違反、追越し違反、駐車違反、携帯電話使用・保持等: 3点

○酒気帯び運転: 9点

○飲酒検知拒否: 14点

○無車検運行: 9点

※その他の違反については、運輸省のウェブサイト(<https://drivingtt.com/demerit-points-system/>)をご確認ください。

トリニダード・トバゴ国内では、スピード違反等の悪質な交通違反により重傷事故が多発しており、交通事故による死者数は2018年、19年ともそれぞれ118人となっています。交通ルールを厳守し、また、事故に巻き込まれないように周囲の状況をよく判断して運転してください。

【問い合わせ先】 在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話: (国番号 1-868) 628-5991

住所: 5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago

ホームページ: <http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm>

E-mail: ryouji@po.mofa.go.jp